

はじめに

本日この女子差別撤廃委員会第 29 会期において、本条約の実施に関する我が国の第 4 回及び第 5 回報告を紹介できますことを大変光栄に思います。本日の代表団は、複数の省庁の代表から構成し、私、内閣府男女共同参画局長が首席代表を務めております。また、数多くの日本の NGO もこの会合に参加しており、そうした方々の関心や熱意をうれしく思います。

今回は、1994 年 1 月の前回の審議以来の、日本報告の 3 回目の審議です。私の冒頭報告の目的は、条約に定められた義務を果たすための、前回報告時点以降の日本の取組について簡潔に振り返るものです。本日は、次の 4 つの観点に焦点を絞って報告します。

- ・ 国内本部機構、日本政府の姿勢
- ・ 法的、行政的措置
- ・ 目標設定
- ・ 国際協力

・ 国内本部機構、日本政府の姿勢

我が国は、2001 年 1 月に中央省庁を再編し、1 府 22 省庁から 1 府 12 省庁へと削減しました。そうした中で、政府全体を通じた男女共同参画施策の企画立案と総合調整を任務として、従来の体制を強化するため、男女共同参画局が内閣府に創設されました。同時に、男女共同参画に関する重要事項について、閣僚と民間有識者がその知恵と経験をあわせて審議する新しい形式の会議である男女共同参画会議も設置されました。議長は男女共同参画担当大臣である内閣官房長官が務めています。また、同会議には、政府の施策の実施状況の監視や、政府の施策が及ぼす影響の調査機能も付与されました。

これらの強化により、内閣の強力なリーダーシップの下で施策を進めております。政府全体として組織の縮小化が進む中で、ジェンダー問題を扱う部署が格上げされ、行政の中央に位置づけられたことは、注目に値します。

・ 法的、行政的措置

次に、1) 男女共同参画社会基本法の制定、2) 女性に対する暴力への取組、3) 雇用に関する取組、4) 仕事と家庭の両立支援といった、新たな法制度やその他の取組の進展

とその効果について報告します。

- 1 . 基本法

1999 年 6 月に男女共同参画社会基本法が制定されました。それ以来、歴代内閣は、男女共同参画社会の実現を、21 世紀の最重要課題の一つとして位置づけてきました。同法では男女共同参画社会の形成に関する基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体、国民それぞれの責務が規定されています。また、2000 年 12 月には、基本法に基づき、2010 年を目標とした長期的な政策の方向性と、2005 年度末までに実施する具体的施策を内容とする男女共同参画基本計画が策定されました。その内容には女性 2000 年会議の成果も取り込まれています。

基本法と基本計画が誕生し、男女共同参画に関する日本の目標と施策が明確になったことにより、我が国の男女共同参画社会の形成の歴史は新たな一步を踏み出したと言えます。

また、基本法の規定により、地方公共団体での取組も進み、既にすべての都道府県が各々の男女共同参画計画を策定しています。男女共同参画に関する条例についても、2003 年 6 月現在、47 都道府県中 42 都道府県で制定されています。

- 2 . 女性に対する暴力

2001 年 4 月に、配偶者からの暴力の問題を総合的に規定した初の法律である「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定されました。同法に基づいて全国 103 か所に配偶者暴力相談支援センターを設置し、被害者の一時保護や、毎月平均約 3000 件寄せられる相談に応じています。これらのセンターはすべて都道府県が運営し、税金によって賄われています。NGO もまた、積極的に被害者支援を行っています。また、同法に基づき裁判所が発する、加害者が被害者に接近することを禁ずる接近禁止命令や、住居からの退去を命ずる退去命令は、毎月約 100 件にのぼり、配偶者間暴力に悩む女性の強力な助けとなっています。

他方で、昨年 11 月に全国の 20 歳以上の男女 4500 人を対象に行った調査では、女性の 5 人に 1 人が配偶者から身体的暴行、心理的脅迫、性的強要を受けたことがあり、20 人に 1 人は命の危険を感じたとの結果が出ています。それらの人のほとんどが公的機関に相談をしていないことから、法律や相談窓口の周知が緊急の課題です。

そのため、政府としては、パンフレットの配布、ホームページでの情報提供、シンポジウムの開催、新聞やテレビ、ラジオといったマスメディアを通じた広報等、幅広い広報・啓発活動に力を入れています。また、2002 年には、女性に対する暴力根絶のためのシンボルマークを作成し、広報・啓発活動に活用しています。

なお、同法をより効果的なものにするための改正について、現在配偶者に限定されている保護命令の対象を元配偶者や子どもへ拡大することや、2 週間の退去命令期間を 1 ヶ月間

に延長することを含め、検討が進められています。

この法律以外にも、1999 年 5 月に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」、2000 年 5 月に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が制定され、女性に対する暴力への対応強化を図っています。

- 3 . 雇用

1997 年に男女雇用機会均等法が改正され、これにより募集・採用から退職に至るまでの雇用管理のすべての段階における女性への差別的取扱いが禁止されるに至りました。この法律の施行に努力した結果、男女別の募集は大きく減少し、制度面での男女均等取扱いは確実に浸透してきています。しかしながら、女性管理職比率や平均的に見た男女の賃金格差等、事実上の格差は依然残っています。今後の課題は、事実上の格差をいかに解消するかです。政府は、経営者団体と連携し女性の活躍推進協議会を立ち上げ、2002 年 4 月にポジティブ・アクションのための提言をとりまとめました。また、47 都道府県すべてにおいて、同様の組織を設置し、現在、この提言の全国的な普及をはじめとした活動を展開しているところです。その結果、地域レベルでのポジティブ・アクションへの取組の機運も高まっています。

男女間の賃金格差については、格差は着実に減少しているものの、2002 年における女性の賃金は男性の 66.5%となっています。そのため、2001 年 11 月に、男女の賃金格差の問題を初めて正面からとりあげる研究会を立ち上げ、その要因分析や格差を縮小するための取組みについて検討を進め、結果を取りまとめました。

それによれば、我が国の男女賃金格差の大きな要因は、職務上の地位が男女で異なること、女性の勤続年数が男性に比べ短いこととされています。この結果を踏まえ、政府は今年 4 月に、労使が取り組むべき改善方策を示すガイドラインを作成しました。政府としては、このガイドラインの普及を始め、企業のポジティブ・アクション促進のための一層の支援等により、賃金格差解消を目指していきます。

間接差別の問題についても、どのようなケースが間接差別となるのかについてのコンセンサス形成に向けて、現在、研究会を開催し検討を進めており、来年の春にはその報告が取りまとめられる予定です。

女性の雇用におけるもうひとつの課題として、女性がその 7 割を占めるパートタイム労働者の問題があります。パートタイム労働者は近年著しく増加し、2001 年には 1200 万人を超え、女性雇用者の約 4 割を占めます。通常の労働者が行っていた役割の一部をパートタイム労働者が担うなど基幹的な役割を果たすパートタイム労働者が増加しているにも拘らず、その賃金は通常の女性労働者の 7 割弱となっています。この問題については、公労使三者構成の審議会で検討が行われ、今年 3 月にその結果がとりまとめられました。その内容を踏まえ、政府としては、正社員とパートタイム労働者との均衡を考慮した処遇の考え方を示す指針の改正準備を進めています。

- 4 . 仕事と家庭の両立

2001 年に育児休業取得を理由とする不利益取り扱いの禁止等を内容とする育児・介護休業法の改正が行われました。また、小泉内閣総理大臣のイニシアティブの下、2001 年 7 月に仕事と子育ての両立支援策の方針が閣議決定されました。2002 年度から保育所の受入れ児童数を毎年 5 万人、3 年間で合計 15 万人増やす目標、男性の 5 日間の出産休暇の取得目標などが盛り込まれています。2002 年度には、保育所の受入れ児童数 5 万人増の目標を達成しました。

2001 年の調査によると、女性の 3 人に 2 人が出産を機に退職しています。この背景には、育児休業を取りやすい環境がととのっていないこと、雇用管理が柔軟でないこと、都市部を中心に待機児童が存在するといった保育サービスの状況や、父親が育児に参加しない傾向にあり、育児の負担が母親に集中するという状況とともに、母親の育児がベストという考え方が根強いためと考えられます。

さらに、我が国の急速な少子化進行の背景として、仕事と家庭の両立の負担が強く指摘されている中、政府は「次世代育成支援に関する当面の取組方針」を決定し、現在 1%に満たない男性の育児休業取得率を 10%に引き上げるとともに、女性の取得率も 58%から 80%に引き上げることを目標にしています。また、同方針を受け、自治体、企業が行動計画を策定し、10 年間の集中的・計画的な取組を推進することを内容とする次世代育成支援対策推進法が当地時間の今夜、国会で成立する予定です。

また、離婚の急増による母子家庭の増加等により、母子家庭の自立の促進を図ることが求められており、昨年、母子及び寡婦福祉法を改正し、子育て・生活支援策、就業・自立支援策、経済的支援策、養育費確保策を総合的に展開しています。

・ 目標設定

政府は、女性に対する差別撤廃のために、政策決定への女性の参画と固定的な役割分担意識の是正が必要と認識しており、改善を目指しています。

- 1 . 政策決定への女性の進出

2002 年に国連開発計画が発表した「人間開発報告」によると、日本のジェンダー・エンパワーメント指数 (GEM) は 66 か国中 32 位となっています。このことは、日本の女性は潜在的に大きな能力を持っているにもかかわらず、その能力を十分発揮し得ていないことを示しています。

政府としては、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大は、国が率先して取り組むべき課題と考え、2001 年 5 月に女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針を策定し、

2005 年度までの目標と具体的な方策を定め、その実現に取り組んでいます。また、国の審議会の女性委員の割合についても 1996 年に 20%の目標を、それが達成された 2000 年には 30%の目標を設定し、2002 年 9 月現在で既に 25%と、目標達成も間近です。

しかしながら、例えば官民双方を含めて 8.9%という低い女性管理職比率を初め、社会の様々な分野において、依然として指導的な地位を占める女性が少ない現状から、小泉内閣総理大臣の指示を受け、男女共同参画会議では、政策・方針決定過程への女性の参画、これまで女性が少なかった技術者、科学者、起業家などの分野への女性の参画、出産、育児等で一度仕事を中断した女性が再び働けるようになること、この 3 つを大きな課題として整理し、具体的な施策を提言しています。

その中で特に重要な点は、社会のあらゆる分野において、2020 年までに指導的地位に女性の占める割合が少なくとも 30%程度になることを期待するとの数値目標を示したことです。数値自体は先進的なものとは言えませんが、社会のあらゆる分野を対象とした具体的な数値目標の設定は画期的であり、今後の女性の参画を後押しする上で大きな効果が期待できます。

また、女性がチャレンジしていく際の障害として、ノウハウや資金に関する情報不足や、女性のロールモデルがないことがあげられます。政府としては、産業界、大学、研究機関、民間団体等と連携し、2003 年度中に情報ネットワークを構築することを目指しています。

- 2 . 固定的な役割分担意識の是正

仕事と子育ての両立支援策を真に実効性のあるものとするためにも、人々の固定的な役割分担意識を変えることはきわめて重要です。政府は、地方公共団体や女性団体とも協力しつつ、さまざまな啓発事業をきめ細かく実施したり、広報誌の発行やホームページでの情報提供を行っています。そうした中で、徐々にではありますが、人々の意識に変化が見られています。例えば、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に対し、1997 年の世論調査では 57.8%が賛成、37.8%が反対と答えていますが、2002 年の調査では反対する人の割合が 1 割近く増え、賛成、反対とも 47.0%となりました。

政府としては、今年の 3 月に、男女共同参画の視点からの公的広報の手引を作成し、中央省庁、地方公共団体、裁判所等に配布するとともに、ホームページ上で広く一般に公開しています。

また、男女共同参画会議の専門調査会では、税制、社会保障制度、雇用システムが女性のライフスタイルの選択に影響を与えているとの問題意識からそれらの検討を行い、昨年 12 月にそれらの制度・慣行が選択に及ぼす影響をできるだけ中立的にするための見直しを提言し、税制改正に反映されました。

人々の意識、考え方は一朝一夕には変わりませんが、政府としては、引き続き、教育や広報・啓発活動を通じて、また、さまざまな制度や施策を男女共同参画の視点から見直ししていくことを通じて、固定的な役割分担意識の是正に取り組んでまいります。

・国際協力

我が国は、20 世紀の最後の 10 年間にわたり、ODA の最大のドナーとして、二国間または国連その他の国際機関を通じて、途上国の女性を積極的に支援してきました。また、トラフィッキングに対処するためにも国際協力は重要です。

- 1 . 途上国の女性支援

1995 年に発表された「途上国の女性支援（WID）イニシアティブ」の下、我が国の ODA は、女性の教育、健康、経済・社会活動への参加を重視しています。ジェンダー問題に関連したプロジェクトは、過去 10 年間にわたり毎年平均約 100 億ドルの日本の ODA の約 10% を占めてきました。特に、草の根無償資金協力（大使館の主導により、開発途上国の地方公共団体、医療機関、NGO が実施する通常 1000 万円程度までの小規模プロジェクト）に関しては、2001 年度には、1,731 件のプロジェクトのうち 451 件がジェンダー問題に関連したものになっています。

我が国の開発協力は、アジアのみならず全世界で展開されています。グアテマラでは、小学校へ通う男児・女児間の割合の格差が 1996 年の 6.6% から 2001 年には 3.8% へと縮小しました。また、母親や子どものための病院設立や日本の大学での女性教師の訓練などを通して、アフガニスタンの女性を支援するとともに、人間の安全保障基金を通じて UNIFEM と協力し、その地位向上を支援しています。女性性器切除に関するセミナーが、UNICEF、NGO との協力の下、スーダン政府と日本政府により計画されています。

1992 年に閣議決定された ODA 大綱は、ODA の実施に関する政府の基本方針を示していますが、現在見直しが進められています。明日、その草案が意見募集のため一般に公表される予定ですが、見直しにおいては、ジェンダーの視点が、ODA の基本方針の重要な要素として強調される予定です。

また、国会では、開発と女性議員連盟が 2002 年に設立されており、衆参両議院、与野党の議員が積極的に参加しています。

- 2 . トラフィッキング

政府は、トラフィッキングを大きな問題と認識しており、この問題については、前回審議時の貴委員会からの最終コメントも踏まえ、第 4 回報告より記述しています。2002 年には風俗関係事犯、売春関係事犯及び外国人雇用関係事犯に係るトラフィッキング事案として 16 事件を摘発し、ブローカー等 28 人を検挙するとともに、外国人女性 55 人を確認しました。政府は、トラフィッキングの予防、被害者保護のため、関係当局、被害者の出身国の大使館等と情報交換を行っています。

さらに、我が国は、人間の安全保障基金を通じ、カンボジア、ベトナム等東南アジア諸

国における人身取引の防止や被害者支援プロジェクトを支援しております。また、2001年12月に日本政府は UNICEF、国際 NGO グループとの共催で「第2回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」を開催しました。本年2月にはそのフォローアップとして、UNICEF との共催により、東南アジア地域、国内 NGO の参加も得て、「児童のトラフィッキング問題に関する国際シンポジウム」を開催し、NGO と政府の連携のあり方について議論がなされました。

さらに、我が国がその運営費用の全額を負担している国連アジア極東犯罪防止研修所において、国連犯罪防止センターとの共催による「国際組織犯罪対策条約批准支援セミナー」も開催し、本分野での国際協力に積極的に取り組んでいます。なお、我が国は、2000年12月に国際組織犯罪防止条約に、昨年12月9日には国際組織犯罪防止条約補足議定書に署名を行っており、前者については、本年5月に締結につき国会の承認を得たところです。

結び

この機会に、我が国政府は、貴委員会が世界の女性の地位向上を推進するために果たしている大きな役割を高く評価し、委員の皆様のご尽力に改めて感謝と敬意を表明いたします。我が国は、女子差別撤廃条約第20条1の改正に関する国会承認を得て、6月12日に寄託書を提出しました。

また、今回の報告作成にあたりましては、前回審議時の貴委員会からの最終コメントも踏まえ、従来以上に、NGO との情報・意見交換を重視しました。特に、第5回報告の作成に際しては、NGO 等より直接意見を聞くための会を4回開催し、それらの機会を通じて寄せられた様々な情報や意見は、報告作成過程や施策の重要な情報として参考にしています。政府としては、男女共同参画社会の形成の推進に果たす NGO の役割を高く評価し、今後とも引き続き NGO とのパートナーシップの強化を図っていきたいと考えています。

我が国は本条約の締結国として、今後とも男女間のあらゆる差別を取り除き、男女の人権が尊重される、豊かで活力ある男女共同参画社会の実現に向けて、引き続き努力していく所存です。

最後に、本日の審議が、今後の男女共同参画社会の形成の更なる推進に資する、建設的な意見交換となりますことを、心より希望いたします。

ありがとうございました。